

国外におけるギャンブル等依存症対策の実態調査 概要

令和8年3月

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(WIPジャパン株式会社)

■ギャンブルの種類と市場規模

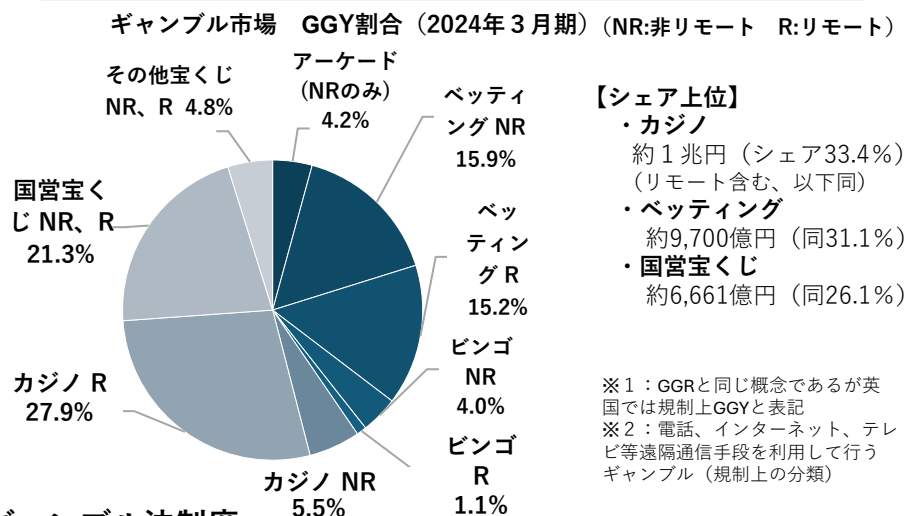
□ ギャンブル種類

オンライン利用可				
カジノ	ベッティング	宝くじ	ビンゴ	アーケード
				

□ ギャンブル市場規模

- ・ 商業ギャンブルGGY※1：約156億ポンド*（約3.1兆円）*前年比+3.5%
- ・ リモート・ギャンブル※2 比率：約60%

リモート・ギャンブル（特にリモート・カジノ）が市場を牽引



■ギャンブル法制度

❑ 2005年賭博法

- ・ ギャンブル委員会の権限、ライセンス制度等を包括的に規定

□ 2005年賭博法関連規定（ライセンス取得事業者向け規定）

- ・ ライセンス条件及び行動規範 (LCCP)：ギャンブル依存症対策及びその遵守規定を含む規則集
- ・ リモート・ギャンブル及びソフトウェア技術基準 (RTS)

□ 1993年国営宝くじ等に関する法

- ・ 国営宝くじの運営・管理やライセンス、収益の分配方法等を規定

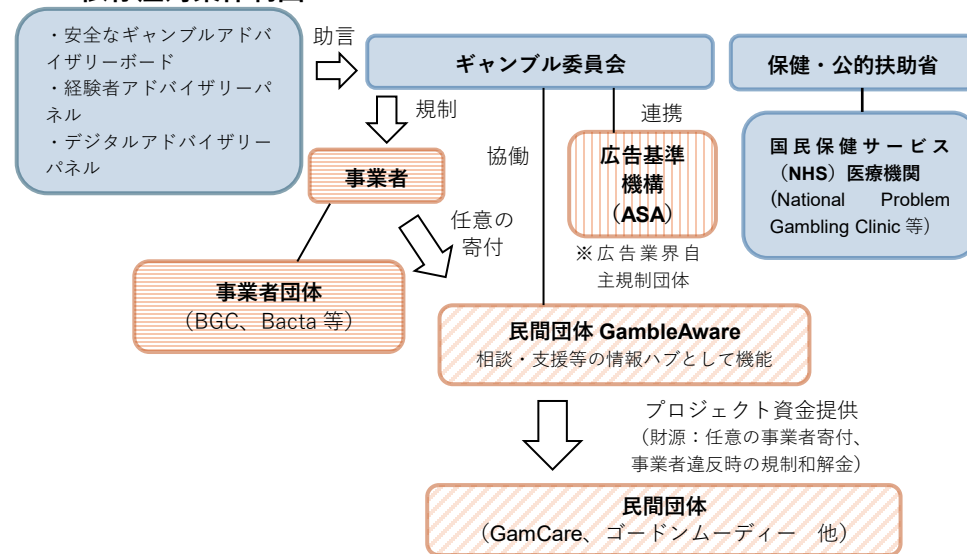
■ギャンブル依存症対策関連機関・団体

□ 代表的な依存症対策関連機関

組織	機関名	主な役割
公的機関	ギャンブル委員会（GC）	規制・監督
	国民保険サービス（NHS）	治療
民団機関・団体	GambleAware※1	予防・啓発等において、情報の集約、支援ネットワークの統括など、民間団体活動のハブ的機能を担う
	GamCare	相談窓口（ヘルプライン）の運営
	広告基準機構（ASA）	広告自主規制
事業者団体	・ BGC ・ Bacta 等	啓発活動の実施 事業者団体としての社会的責任規範を作成

※1 GambleAwareは2026年3月活動終了。任意寄付に変わり政府が賦課金の徴収・分配拠出を担う。

□ 依存症対策体制図



■ギャンブル依存症の実態

□ グレートブリテンギャンブル調査（GSGB）



- 18歳以上の約2万人を対象としたギャンブル行為実態調査
 - 調査時の直前 4 週間におけるギャンブル行為経験率は48%（宝くじ含む）
 - 回答者の約1/4がギャンブル依存症リスクありとの結果（「問題ギャンブル重症度指数（PGSI）」で測定）

□ 青少年とギャンブルに関する調査

- ギャンブルに対する認識や経験の把握を目的とした児童・生徒調査（対象：11歳～17歳の約3,000人）
 - 自己資金でのギャンブル行為経験率は30%
 - 主なギャンブル行為はアーケードや家族・友人間での賭け
 - 問題あるギャンブル行為率は全体の約3%

■依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ ギャンブルによる弊害軽減に向けた国家戦略（2019年～2022年）



- 取組優先事項としてギャンブルによる弊害の予防・教育及び治療・支援を掲げ、約40団体が400超の取組（教材開発、関連調査等）を実施（ギャンブル委員会が策定）

□ 治療



- NHSが専門医療機関を設置し、治療を提供

（事業者）

□ 事業者の責務



- 法定賦課金の支払い（2025年4月に制度導入）
- 未成年保護のための従業員教育、年齢確認実施

□ 自己排除システム



- 自己排除手続の実施及び複数事業者サービスからの一括自己排除システム（民間事業者運営）の導入（LCCPで全事業者に義務付け）
 - 民間事業者によるアプリ（ギャンブル利用管理、ブロックング実施）の開発
- ※ 第三者申請制度はない

□ 金銭的制限



- 簡易的な財政的脆弱性チェック実施（LCCPでオンライン事業者に義務付け）
 - ※ 財政的脆弱性評価の実装に向けた検証を実施中
- クレジットカード利用の全面禁止（LCCPで全事業者に義務付け）
- ATM設置制限（店舗型事業者に適用。ギャンブルを中断しないと利用できない場所への設置）

□ 広告規制



- 広告慣行委員会規範（CAP）及び広告慣行放送委員会規範（BCAP）の遵守（ともにASAが作成）
 - 利用者同意のないオンラインでのダイレクトマーケティング禁止
- ※ ギャンブル広告に関連する違反が確認された場合は、ASAがギャンブル委員会に通報し、ギャンブル委員会が対処

□ 啓発



- 事業者団体BCGによるSafer Gambling Week の開催（ライセンス保有事業者、GambleAware等の団体が参加、2025年秋に 1 週間）
- アミューズメント・ゲーム業界展示会（EAG Expo）において、店舗型事業者団体主導で民間団体の活動を無料で紹介

（民間団体）※ GambleAwareが事業者が拠出する資金を民間団体の活動資金として配分する機能を担っていた

□ 相談



- 相談窓口の運営（電話・チャット・アプリ）や回復支援ツールの提供（GamCare が運営）
- 居住型支援と治療の提供（ゴードンムーディーが運営）
- ギャンブル依存症経験者同士が交流し、情報交換できるオンライン交流サービスの提供（各民間団体が運営）

□ 啓発



- GambleAwareによるキャンペーン（2023年から 3 回実施）

ギャンブルの種類と市場規模

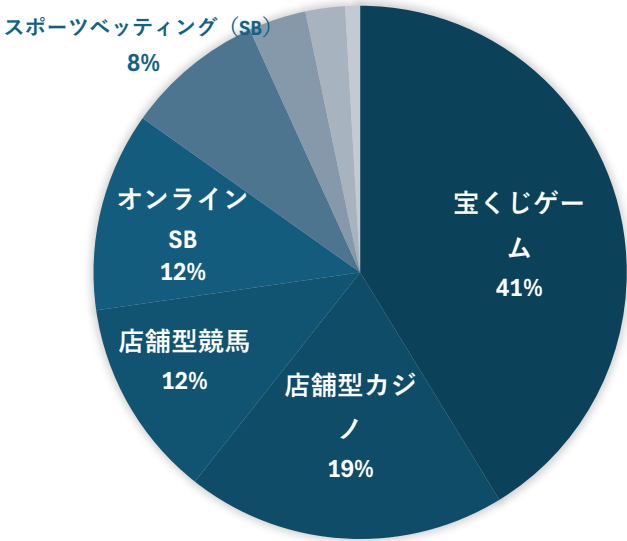
ギャンブルの種類

宝くじ・競馬	 	独占（公営）
オンラインギャンブル （スポーツベッティング・競馬・ポーカー）	   	ライセンス制（民営）
店舗型カジノ ※オンラインカジノは違法	  	ライセンス制（民営）
ゲーミングクラブ		ライセンス制（民営）
ファンタジーベッティング *マネタイズ可能なデジタルオブジェクトを使用するオンラインゲーム	   	実験的 ライセンス

ギャンブル市場規模（2024年）

GGR（粗収益）：
計140億ユーロ（約2兆4,000億円）

- ギャンブル種類別
- 宝くじゲーム
9,912億円（41%）
 - 店舗型カジノ
4,656億円（19%）
 - 店舗型競馬
2,904億円（12%）
 - オンラインSB
2,904億円（12%）
 - スポーツベッティング
2,016億円（8%）
 - その他
1,608億円



ギャンブル法制度

- 国内治安法典 L320-11条: プレイヤーへのリスク通知と予防措置の実施義務
 - 過度・病的なギャンブルリスクに関する警告メッセージの表示
 - オンラインの事業者に、入金額・賭金の自己制限、自己排除制度の提供を義務付け
 - プレイヤーへのアカウント残高の常時通知
- 国内治安法典 L320-7条: 未成年者保護のための全面的な参加禁止規定
 - 18歳未満のギャンブルへの参加を禁止
- 2010年6月8日 政令第2010-624号 第1条: すべてのギャンブル広告における警告メッセージの表示義務
 - リスク（依存症・借金）の明記と、相談窓口電話番号の掲載義務
 - 黄色の背景に黒の太字など、全メディア（TV、ラジオ、Web等）で明確に表示（ガイドライン）

ギャンブル依存症対策機関・団体

組織	機関名	主な役割
公的機関	国立賭博局（ANJ）	全ギャンブルの規制・監督、自己排除システム運営、予防キャンペーン
	薬物・依存症動向監視センター（OFDT）	ギャンブルの問題を抱える人の割合等の実態調査・公表
	CSAPA	重度依存症患者への無料・多職種チームによる専門治療
民団機関・団体	ARPEJ	若年層予防教育（Operaプログラム）、相談窓口（SOS Joueurs）、オンラインセラピー（SELF）
	ARPP（広告自主規制機構）	全テレビ広告の事前審査、SNS広告のAI監視

■ ギャンブル依存症の実態

□ OFDTのEROPP調査（2023年）

- CPGI※1で測定したギャンブルの問題を抱える人（PG）の実態
- 成人全体（18～75歳）におけるPG（中リスク以上）率は2.5%
- ギャンブル参加者に限ると5.0%
- 性別では男性（7.5%）、女性（2.2%）と、男性が女性の約3.4倍

※1 カナダで開発されたギャンブル問題のリスクを測定するためのスクリーニングテスト

□ 2019～2024年にかけて、ギャンブルの問題を抱える人の割合が約2.5%で安定

- オンラインカジノの禁止維持や厳格な広告規制
- 自己排除システムをはじめとする多層的な保護措置



■ 依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ 自己排除システム

- 法定の自己排除制度（3年間）を含む3つのシステムを運用（ANJ管轄全ギャンブル、オンライン事業者ごと、カジノ施設ごと）
- 2024年末時点の登録者数：73,439人（前年比+26%）
※ ANJ管轄のギャンブルにおける登録者数
- 2025年：実店舗での身元確認付きギャンブルの実験（店舗型でのギャンブルの抜け穴対応）



□ 啓発

- ANJによる全国キャンペーン（EURO2024向け若年層啓発、違法カジノ啓発等）
- 自己評価サイト「evalujeu.fr」の運営（CPGI準拠・無料・匿名）



□ 広告規制

- 全ギャンブル広告に警告メッセージ・相談窓口の表示を義務付け
- 未成年者向け番組・コンテンツでのギャンブル広告を全面禁止
- AI活用によるSNS広告監視システムを運用（2021年～）



□ 治療

- CSAPA（専門治療機関）：SELFプログラムで対応困難な重度ケースに対応



（事業者）

□ 事業者の対策義務

- 収益構造の改善義務（高リスク者への収益依存度を低下させる義務）
- 従業員研修



□ 金銭的制限

- 入金額・賭け金の自己制限機能の導入義務
- ※ クレジットカードの利用禁止規定はない
- ※ カジノ施設内のATM設置規制はない



（民間機関・団体）

□ 教育・啓発

- Operaプログラム：16～19歳対象とした、全国で展開する体系的予防教育（ARPEJが実施）



□ 相談

- SOS Joueurs（相談窓口）：2024年に4,715件の電話相談、1,356人を支援
- SELFプログラム：軽～中度向け8週間のプログラムのオンラインセラピー（ARPEJが実施）



■ ギャンブルの種類と市場規模

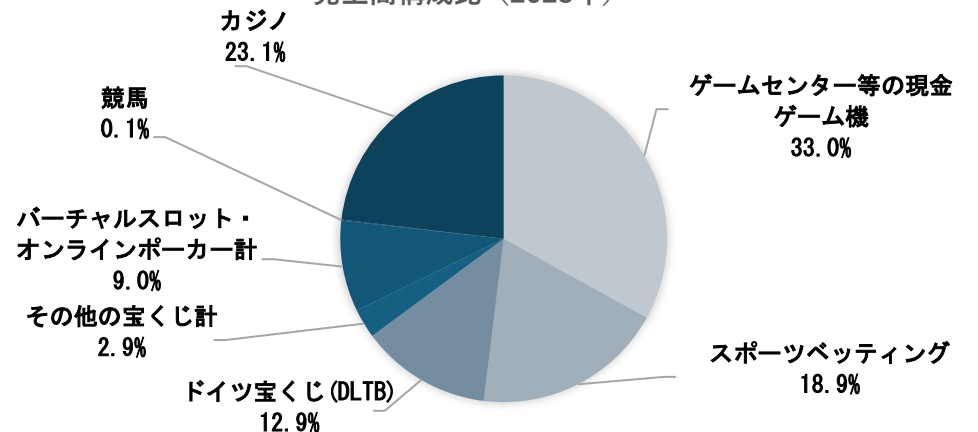
□ ギャンブルの種類

カジノ		店舗型 オンライン	州
ゲームセンター・ホテル・ 飲食店等の現金ゲーム機		店舗型	州
バーチャルスロットゲーム／ オンラインポーカー		オンライン	GGL
スポーツベッティング		店舗型 オンライン	州 GGL
くじ		店舗型 オンライン	州 GGL
競馬		店舗型 オンライン	州 GGL

□ ギャンブル市場規模（2023年）

- ・ GGR：合法ギャンブル計：約137億ユーロ（2兆3,564億円）
- ・ 売上（賭け総額）：約635億ユーロ（10兆9,220億円）（前年比19.5%増）
 - ⇒オンライン合法化（スポーツ賭博、ポーカー、バーチャルスロット）
 - ⇒コロナ禍後の回復（店舗型スポーツベッティング、店舗型カジノ、ゲーム機等）

売上高構成比（2023年）



■ ギャンブル法制度

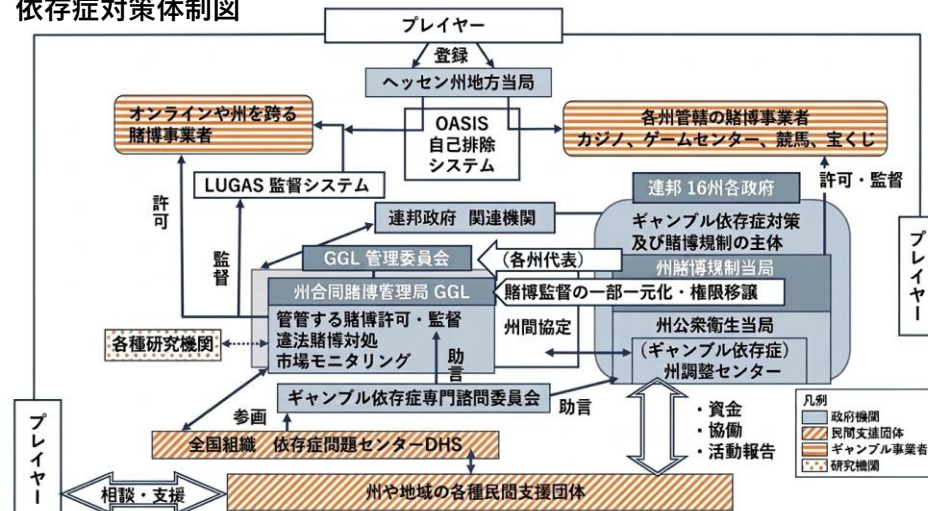
□ 2021年の州間協定

- ・ **GGLの設立**
賭博は伝統的に州ごとに規制。オンラインギャンブルや州の境界を越えるギャンブルを規制するため、全**16**州の合意のもと合同で**GGL**を設立し、規制
- ・ オンラインポーカー、バーチャルスロット、スポーツベッティングを合法化
- ・ 全ギャンブル事業に関して社会的責任と所管機関を規定

■ギャンブル依存症対策関連機関・団体

組織	機関名	主な役割
規制当局	各州の規制当局	店舗型ギャンブルの規制・監督
	州合同賭博管理局 (GGL)	オンラインギャンブルや州の境界を越えるギャンブルの規制・監督
保健当局	ギャンブル依存症州調整センター	専門相談窓口の紹介や支援プログラムの調整 ※ 各州の公衆衛生当局が設置
	連邦保健省 (BMG)	国家レベルの戦略策定と啓発活動の実施
主な民間団体	ドイツ依存症問題センター (DHS)	依存症支援の中心的な統括組織
	ギャンブル依存症専門協会 (FAGS)	患者や家族支援を実施 専門的な立場から政策提言も行う

□ 依存症対策体制図



■ギャンブル依存症の実態

- ドイツ人口の2.3%が依存症に罹患
 - 高リスク属性：21歳から35歳の男性、低い教育水準及び低所得者、ギャンブル依存症の家族を持つ子ども
 - 周囲（家族、友人、同僚）への負の影響：回答者全体の6.7%が周囲にギャンブルの問題を抱える人がいると認識、21.9%が自身の日常生活への支障を自覚
- 【出典】DHS『2023年度ギャンブル・アトラス』

■依存症対策における主要な取組
(公的機関)

- 自己排除システム（OASIS）（本人、家族、事業者）
 - オンライン・店舗型を問わず全業態に適用される全国一斉の排除システム（ヘッセン州ダルムシュタット行政庁が全国一元管理）
 - 自己申請に加え、家族や事業者等の第三者による排除が可能
 - ※ 申請時には債務超過や依存リスクの証拠（銀行・医師による証明書）が必要
- 国家ギャンブル監督システム（LUGAS：ITシステム）
 - ギャンブル事業の透明性向上とギャンブル利用の安全性確保
 - 自己排除システムと連携した監視システム
 - 全オンラインギャンブル事業者に接続を義務付け（GGLが管理・運営）
 - プレイヤー多重ログインの自動防止、利用継続時間の監視、複数サイトでの同時プレイ遮断、早期発見システムの検証、月間入金額制限
- 金銭的制限
 - オンラインギャンブルでは、賭け金上限（1,000ユーロ/月）、多重プレイ禁止、スロットの賭け金上限（1ユーロ/回）を規定（LUGASにより監視）
 - ※ クレジットカードの利用禁止規定はないが、クレジットカード会社や銀行側が独自に利用制限を実施
 - ※ カジノ施設内のATM設置規制はない
- 違法オンラインギャンブル対策
 - GGLが公認ギャンブル提供者のリストを公開し、透明性を確保
 - 違法サイトは市民通報やGGLの調査で特定、警告、取締り
 - 決済ブロック（Payment Blocking）、IPブロック実施
 - EUのデジタルサービス法に基づき、プラットフォーム事業者と連携
 - GGLが統一のデジタル早期発見システムを独自開発中

(事業者)

- 事業者の責務
 - ソーシャルコンセプトの策定及び実施報告
 - 従業員研修や保護責任者の配置等を含めた依存症対策をとりまとめて当局に提出し、2年ごとに実施状況を報告
 - 早期発見と介入
 - オンラインギャンブル事業者：AI早期発見システムの導入
 - ※ LUGASと連携させ、GGLが事業者によるプレイヤー保護実態の監査に利用
 - 店舗型ギャンブル事業者：チェックリストを用いた問題あるギャンブル行動の早期発見と介入
 - 依存性の高いギャンブルの制限
 - 店舗型スロットマシン：1スピン5秒以上、1時間ごとの休憩、3時間後の強制リセット等の制限

- 広告規制
 - 放送やネットにおけるオンラインカジノ広告等の禁止（6時～21時）
 - 現役選手や関係者によるスポーツベッティング広告及びライブ放送直前・放送中の広告禁止
 - 自己排除システム登録プレイヤーへのターゲティング広告禁止

(民間団体・研究機関)

- 予防・相談
 - 中央の団体（DHS、FAGS等）：
 - 地域の各団体と連携、実態調査の実施、年次報告発行、諮問機関への参加、政策提言を行う
 - 地域の民間団体（依存症予防センター、カリタスなど）：
 - 寄付や州の資金等により、無料相談、自助グループ活動、治療相談まで幅広い役割を担う
 - 連邦公衆衛生研究所の「Check-dein-spiel」などのプラットフォームを通じて、匿名でのオンライン相談や自己排除システムの手続き支援も提供

(公的機関・民間団体・業界団体)

- 教育・啓発
 - 学校や家庭向けにメディアを活用した教材を提供
 - ※ 主に民間団体が州当局の資金で開発
 - 連邦・州政府当局、民間団体、診療所、自助グループなど依存症支援関連団体及びギャンブル業界団体などによる啓発イベントを定期的の実施
 - 「全国ギャンブル依存症対策デー」：毎年9月に実施
 - 「予防の日」：「共に学び、助け合う」の標語で年に数回実施

ギャンブルの種類と市場規模

ギャンブル種類（2026年1月現在）

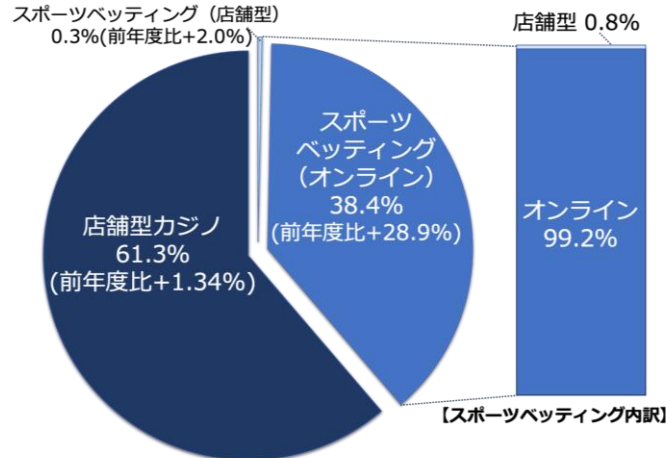
カジノ ※オンラインカジノは違法	オンライン利用可		宝くじ	チャリティゲーム
	スポーツベッティング	競馬		

ギャンブル市場規模

- ・ カジノ・スポーツベッティングGGR：約19億4900万ドル（約2,884億円）
- ・ オンライン比率：約38.4%

市場拡大はオンラインスポーツベッティングが主導

カジノ及びスポーツベッティングGGR割合（2025財政年度）



- 【内訳】
- ・ カジノ及びスポーツベッティングGGR：約19.49億ドル（約2,884億円）
 - ・ スポーツベッティング：38.7%
→前年比+28.9%
→99.2%オンライン
 - ・ 店舗型カジノ：61.3%

ギャンブル法制度

2011年拡大ゲーミング法

- ・ 店舗型カジノ合法化
- ・ 州ゲーミング委員会（MGC）設置
- ・ 公衆衛生アプローチを明示
- ・ 公衆衛生信託基金（PHTF）創設

2022年スポーツベッティング規制法

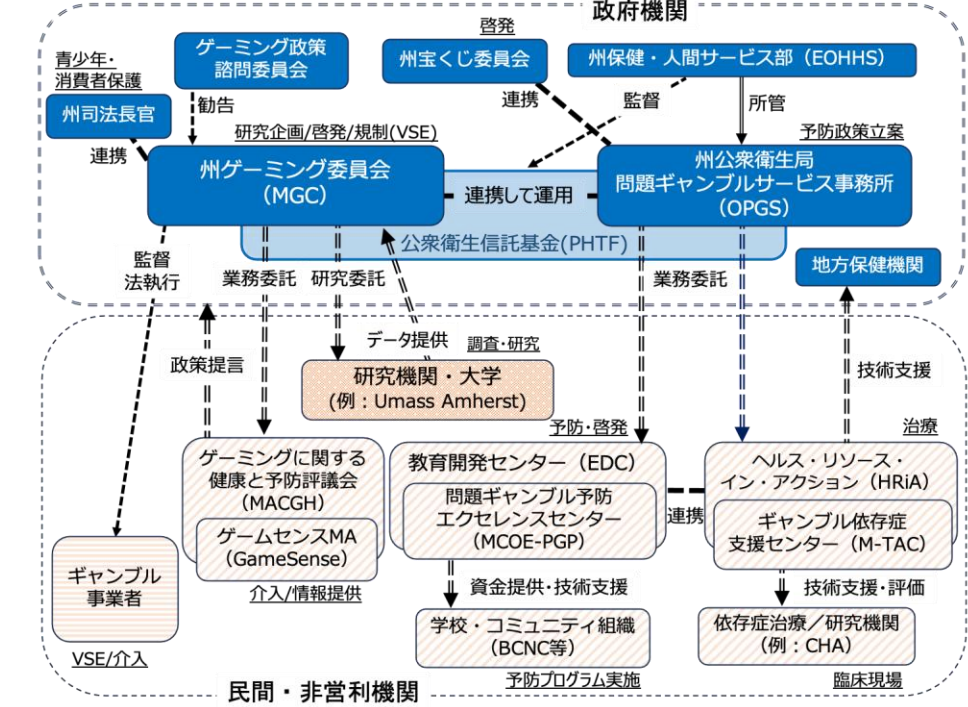
- ・ スポーツベッティング合法化：税収増（PHTF充実）

ギャンブル依存症対策関連機関・団体

代表的な依存症対策関連機関

組織	機関名	主な役割
公的機関	州ゲーミング委員会（MGC）	規制、研究企画、啓発
	州公衆衛生局問題ギャンブルサービス事務所（OPGS）	予防政策の企画・立案
民団機関・団体	問題ギャンブル予防エクセレンスセンター（MCOE-PGP）	予防・啓発のための技術支援
	ゲーミングに関する健康と予防評議会（MACGH）	GameSenseの運営・情報提供
	ギャンブル依存症支援センター（M-TAC）	医療機関に対する技術支援

依存症対策体制図



■ギャンブル依存症の実態

❑ PPGM分類※1に基づくギャンブラー分類

- 通常ギャンブラー：51.3%
- 中リスク：8.5%（推計約40～53万人）
- 高リスク：1.4%（推計約5～11万人）
 - ▶ 政策焦点は高リスク層のみならず、中リスク層の早期予防
 - ▶ 男性・低学歴・低所得層に高リスクの傾向



※1 ギャンブル依存症の重症度を4段階で分類する評価方法。北米で開発

【出典】Umass Amerst『カジノの社会的・経済的影響に関する定期実態調査』（2023年）
* 法定調査（MGCがUMass Amherstへ委託、2013年以降継続実施）

■依存症対策における主要な取組
(公的機関)

❑ 公衆衛生信託基金（PHTF）

- 税金による法定基金
- ※ 使途：責任あるゲーミング施策、予防、相談・回復支援、研究
- 予算は税金に連動（増加傾向）
- 規制機関（MGC）と公衆衛生機関（OPGS）が共同運用
- ※ 2025年度配分：75%：OPGS・25%：MGC



❑ 責任あるゲーミング枠組み（2014年策定、2018年改定）

- ギャンブルの問題を抱えている人の自己責任ではなく、事業者・規制当局・公衆衛生機関が共同で弊害を軽減する仕組みを志向
- 事業者に対する事実上の行動指針（法的拘束力はない）
- 7つの中核戦略（企業責任、ポジティブプレイ支援、責任あるマーケティング、金融管理、地域連携、環境整備、継続的改善）を提示



❑ 広告規制

- 21歳未満への直接的広告を禁止
- 閲覧者の85%以上が成人である媒体に限定
- 大学キャンパス内広告禁止
- 成功を想起させる表現の禁止



❑ 教育

- 青少年スポーツベッティング安全連合（司法長官主導・官民参加）
- ※ ギャンブルに伴うリスクについて、若者に教育



(事業者)

❑ 事業者 に課される義務

- 問題ギャンブル対策計画の提出
- 年次報告義務及び独立監査（3年に1回以上）
- 従業員研修（依存兆候の把握、対応方法等）
- 自己排除（VSE）登録者への営業禁止
- 研究協力義務（データ提供）



❑ 金銭的制限

- クレジットカードの禁止
- プレイ管理ツール（PlayMyWay等）の提供
- ゲーミングフロア及びフロアから15フィート以内のATM設置禁止
- ※ プレイヤーが衝動的に資金へアクセスできない設計



❑ 自己排除制度（VSE）

- 登録期間：1年／3年／5年／無期限
- 登録者の入場禁止及びマーケティング禁止
- MGCが登録者リストを管理、事業者 に遵守義務
- ※ 第三者排除の仕組みを検討中
- ※ 州際VSE（NVSEP）*導入を検討中 *複数州当局間でのVSE運用



(民間機関・団体)

❑ 啓発

- MCOE-PGPによる学校・地域向け予防プログラム
- 若者参加型（ユースリーダー／Photovoice等）
- ※ 若年層は「規制対象」ではなく、「予防対象」
- ※ 情報提供型教育ではなく、地域参加型・ピア主導型アプローチ



❑ 相談支援

- GameSense（第三者機関によるカジノ内常駐＋24時間電話／チャット）（MACGH）
- MA Problem Gambling Helpline（OPGS）
- GamLine（MACGH）



❑ 治療・回復支援

- 依存症専門医療機関（CHA等）
- ピア支援（GRIN）
- 医療機関に対する支援（M-TAC）



8

ギャンブルの種類と市場規模

ギャンブル種類（2026年1月現在）

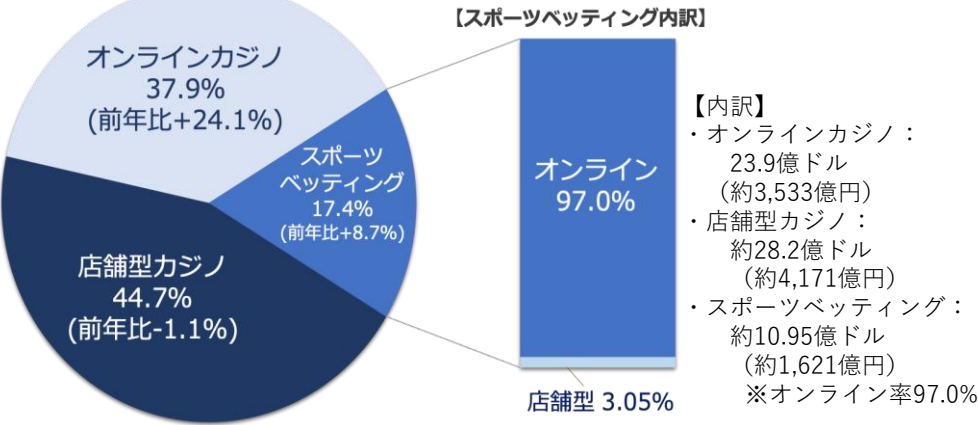
オンライン利用可				チャリティ ゲーム
カジノ	スポーツベッティング	競馬	宝くじ	

ギャンブル市場規模

- 商業ギャンブルGGR：約63億ドル（約9,324億円）*前年比+9%
- オンライン比率：約54.8%

コロナ以降、市場は成長傾向。主にオンラインギャンブルが牽引

カジノ及びスポーツベッティングGGR割合（2024年）



ギャンブル法制度

カジノ管理法（1977年）

- カジノ管理委員会（CCC）、ゲーミング法執行局（DGE）設置

2013年法改正（オンラインカジノ合法化）

- 広告表示義務（ヘルプライン“1-800-GAMBLER”明示）
- 自己排除制度の法定化

2018年法改正（スポーツベッティング合法化）

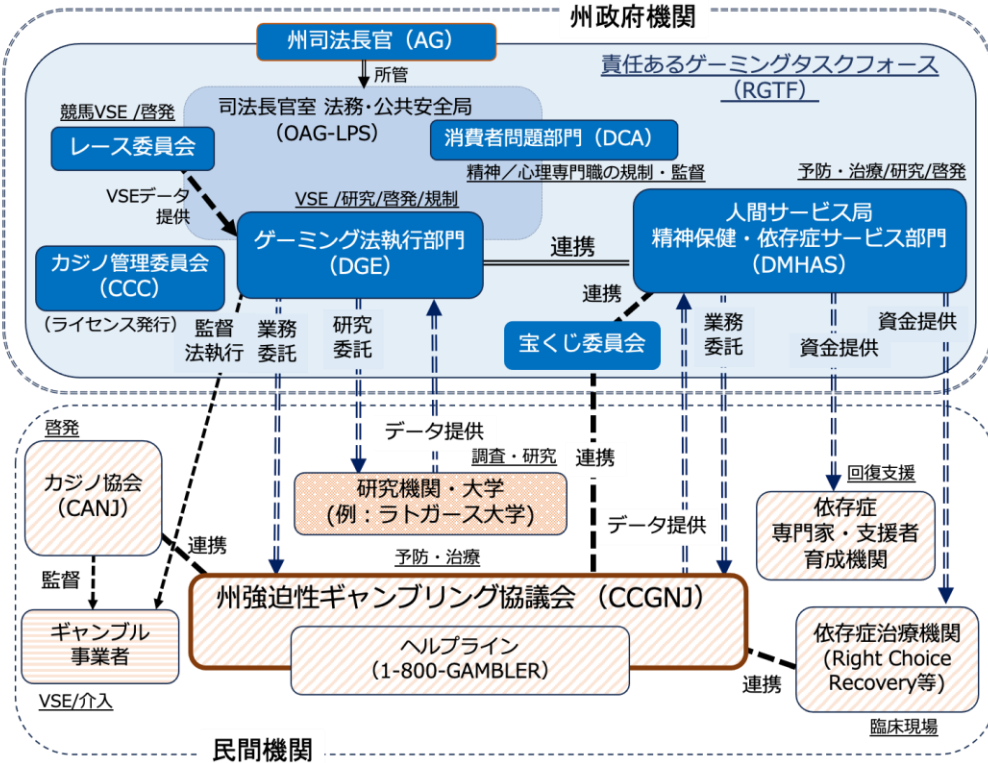
- 事業者手数料の一部を保健当局に配分、対策予算に充当

ギャンブル依存症対策関連機関・団体

代表的な依存症対策関連機関

組織	機関名	主な役割
公的機関	ゲーミング法執行部門（DGE）	規制、研究企画、啓発
	人間サービス局精神保健・依存症サービス部門（DMHAS）	予防政策の企画・立案
民団機関・団体	州強迫性ギャンプリング協議会（CCGNJ）	・ 予防・啓発のための支援 ・ ヘルプライン（相談窓口）の運営・情報提供 ・ 医療機関との連携

依存症対策体制図



■ギャンブル依存症の実態

□ PGSI分類に基づくギャンブラー分類

- 問題なし／低リスク／中リスク／高リスク
 - 高リスク（ギャンブル依存症）：5.6%
 - 低・中リスク（ギャンブルの問題を抱えている人）：13%
- ギャンブルの問題を抱えている成人は約6%（全米平均の約3倍）
- ギャンブル利用のデジタル移行（対2017年比）
 - オンラインのみ利用者：5%→15%（3倍）
 - 店舗＋オンライン併用者：19%→36%（2倍）
 - 店舗のみ利用者：76%→49%



▶ギャンブルの問題を抱えている人は18～44歳（特に18～24歳）男性、世帯年収15,000ドル未満層に多い傾向

【出典】ラトガース大学『第二次ギャンブル普及率報告書』（2023年）
*DGE出資による調査

■依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ 責任あるゲーミングタスクフォース（RGTF）

- 2024年6月 知事令（EO360）により設置
- 州司法長官が議長の合議体（CCC、DGE、DMHAS、CCGNJ等が参加）
- 2025年4月 知事報告書提出（政策提言4本柱）→制度改正を検討中
 - 規制・ツールの標準化
 - 予防・教育強化
 - 治療・回復支援拡充
 - 安定財源確保



□ 規制強化

- オンライン市場拡大に伴う規制強化
 - 代理賭博※1及び懸賞型ギャンブル※2を違法化
 - DGEに違法ギャンブルの差止権限を付与
 - テクノロジー活用（AI、データ活用、ジオブロッキング）



※1 第三者が依頼人の指示に従い、依頼人の資金で賭博を行うこと
※2 広告閲覧等を条件に抽選で現金が当たる権利を獲得するサービス

□ 責任あるゲーミングベストプラクティス（DGE作成）

- オンライン事業者向け基準
- 責任あるゲーミング責任者配置
- 広告基準（広告内にホットライン明示等）



（事業者）

□ AIによるデータ活用



- 10のトリガーを用いた段階的介入（ガイドライン→DGEが規則化検討中）
例）入金額やログイン時間急増、賭け金上限連続引き上げ
- 介入の3ステップ：警告表示→強制警告動画再生→専門家による相談介入
※ 事業者がデータを用いてプレイヤーを監視

□ 金銭的制限



- 事業者による貸付禁止
- カジノフロアATM引出上限2,000ドル規制案（DGEが規則化検討）
※ クレジットカードに関する規制はない

□ 自己排除制度



- 登録期間：1年／5年／終身 ※オンライン申請可能
- 登録者へのマーケティング禁止、賞金支払拒否、口座停止
- DGEが登録者リストを管理、事業者に遵守義務
※ 第三者申請の制度はない

（民間機関・団体）

□ 相談・治療



- 州ヘルプライン「800-GAMBLER」（無料・24時間対応）を通じた情報提供・医療機関の紹介（CCGNJが運営）
※ 事業者はギャンブル広告に「800-GAMBLER」を表示
- 家族支援プログラムの提供

※ CCGNJの活動資金は、カジノ事業者の違反金・罰金、没収賞金、宝くじ収益から構成

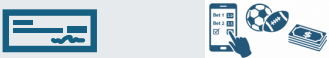
□ 啓発



責任あるゲーミング啓発月間において、責任あるゲーミング認知度向上のための啓発活動を実施（毎年3月）（CCGNJ、州政府機関が参加）

■ギャンブルの種類と市場規模

□ギャンブルの種類

カジノ	バカラ、ルーレット、スロット等 	マカオ特別区博彩監察協調局 (DICJ)
宝くじ スポーツくじ	サッカー等のスポーツベッティング、数字選択式くじ、スクラッチ式くじ等 	・DICJ ・財政当局

※ マカオではオンラインギャンブルは違法

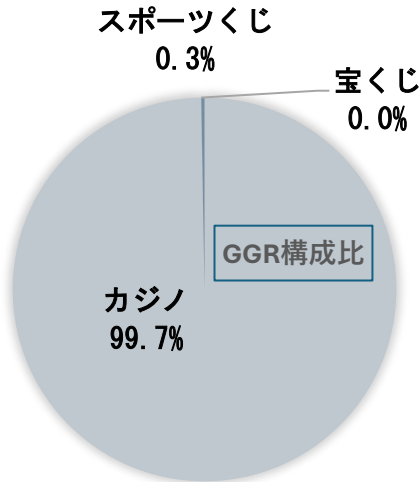
□ギャンブル市場規模

マカオのギャンブル産業概要

- 世界有数のゲーミング地域（税収の約8割がゲーミング）
- 2002年のコンセッション（営業権）の自由化以降、国際的なゲーミング企業が参入し、大型統合型リゾート（IR）を形成
- IRの集積を軸に、観光とゲーミングを核とするカジノ中心の経済構造

市場規模（2024年）

- 4兆1,820億7千万円
- カジノ粗収益（GGR）：約4兆1,704億8千万円（99.7%）



■ギャンブル法制度

□カジノにおける賭博運営に関する法制度（法第16/2001号）

- カジノ経営の基本法であり、コンセッション（営業権）の付与条件などを規定
- 2022年の改正では、コンセッション数を6つに限定し、期間を10年とした
- 事業者の社会的責任や「責任あるギャンブル（RG）」の推進を法定義務として明文化

□娯楽場への入場及びそこでの就労条件に関する法律（法第10/2012号）

- 2012年制定（2018年改正）のカジノへの入場制限や就労条件を定めた法律
- 21歳未満の入場禁止、カジノ従事者の勤務時間外の入場禁止及び「自己排除・第三者排除制度」の法的根拠を規定

□不法賭博犯罪法（法第20/2024号）

- 2024年制定。無許可のカジノ、オンラインギャンブル、違法宝くじ及び高利貸しなどを包括的に犯罪として規定

■ギャンブル依存症関連機関・団体

□代表的な依存症対策関連機関

組織	機関名	主な役割
規制当局	博彩監察協調局 (DICJ)	カジノ規制・監督庁として、「責任あるギャンブル政策の企画・実施、事業者への指導、監督
保健当局	社会工局 (IAS)「志毅軒」	依存症対策の中核機関 個別相談、家族支援、24時間相談の運営
民間機関・団体	マカオ大学博彩研究所 (ISCG/IGR)	住民のギャンブル参加率や依存症率に関する大規模な実態調査・研究
	逸安社	IASからの委託や補助金を受け、自助グループの運営

■ギャンブル依存症の実態

- ・住民のギャンブル参加率：
2019年 40.9% → 2022年 30.1%（減少傾向）
- ・ギャンブル依存症：
2019年 6%（ピーク時） → 2022年 0.45%（過去最低）
- ・責任あるギャンブルの認識度：
2009年以前 16.2% → 2023年 64.9%（上昇傾向が継続）



■依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ 「責任あるギャンブル」の概念を導入

- ・住民のギャンブル参加率やRG認識率の推移、啓発キャンペーンの効果等、エビデンスに基づくギャンブル依存症対策を実施
- ・政府、ギャンブル参加者とその家族・親族、ギャンブル事業者、予防・治療機関、教育機関及びその他の地域団体が、責任を分かち合い協力することが求められている



□ 「責任あるギャンブル実行模範事業者」の認定

- ・責任あるギャンブル実行指標をIAS・DICJ・マカオ大学が協働策定、実地調査し、達成度90%以上の機関を「RG実行模範事業者」に認定
⇒2021年は民間機関12機関、2022年以降カジノ等15施設を認定



□ 教育・啓発

- ・マカオ政府：2000年代より啓発活動を継続
2024年RGキャンペーンでは約140件のイベントを開催
講演、体験談、相談会、ゲームやクイズに延べ46万人が参加
- ・社会工務局（IAS）：消費行動を学ぶ金融教育カリキュラム
幼稚園児から中学・高校生まで対象



□ 相談・治療

志毅軒がマカオにおけるギャンブル等依存症対策の中核機関として、24時間ホットライン、対面相談、オンライン相談フォームなどを通じて相談の入口機能を担う



（事業者）

□ 事業者の対策義務

- ・自社のRG計画を策定（従業員研修、場内での情報提供、自己排除システムの案内手順、問題が疑われる顧客への対応フローなど）
- ・RGキオスク（RG情報端末）の設置義務（カジノフロアなどに設置し、自己チェックや情報閲覧、自己排除申請などに利用）



□ 自己排除・第三者排除システム

- ・場内にRGキオスクを設置
- ・本人申請（自己排除）と家族等の第三者申請による入場禁止の枠組
家族の申請の場合の必要書類：（診断書は不要）
①本人の署名同意、②申請者及び本人確認の身分証明書、③証明写真
- ・入口での身分証確認による入場阻止の徹底



□ 金銭的制限

- ・当局の指導下で規制を遵守したATMの設置・運用（限度額設定により大量資金の短時間引出を抑制）

※ クレジットカード利用規制はない



□ 研修

- ・カジノ従業員を対象とした生活教育・研修プログラム（依存症リスクの問題だけでなく、家計管理やローンの仕組み、高利貸しのリスクなども扱う）



（民間機関）

□ 相談・治療

- ・民間機関が相談・治療機関を運営（専門カウンセリング拠点、24時間ホットライン）
- ・心理的支援や自助グループによる回復支援の提供

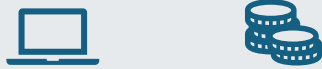


□ 教育・啓発

- ・幼稚園児から高校生：
消費行動を学ぶ金融教育カリキュラム（社会工務局 - IAS）
- ・中学・高校：
生活教育や公民教育の一環として、ギャンブルリスクや確率・統計の基礎、オンラインゲームとギャンブルの境界、リーダー育成など

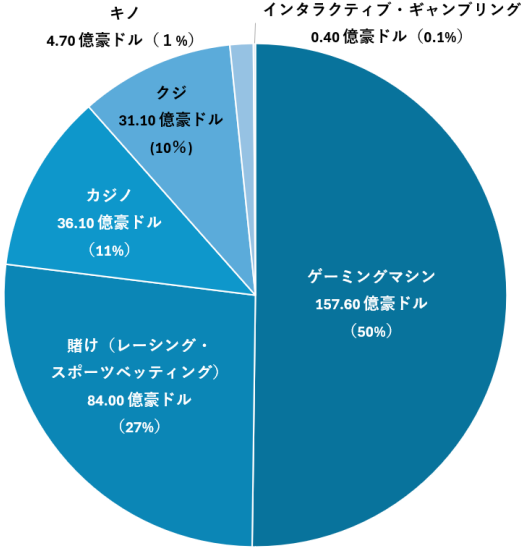


■ ギャンブルの種類（連邦・州政府の管理）

ゲーミングマシン （主にポーカー）		州・準州
賭け（競馬・ハーネス レース・ドッグレース スポーツベッティング）		州・準州
カジノ ※オンラインカジノは違法		州・準州
クジ		州・準州
キノ		州・準州
インタラクティブ・ギャン ブルリング（IG）		連邦政府

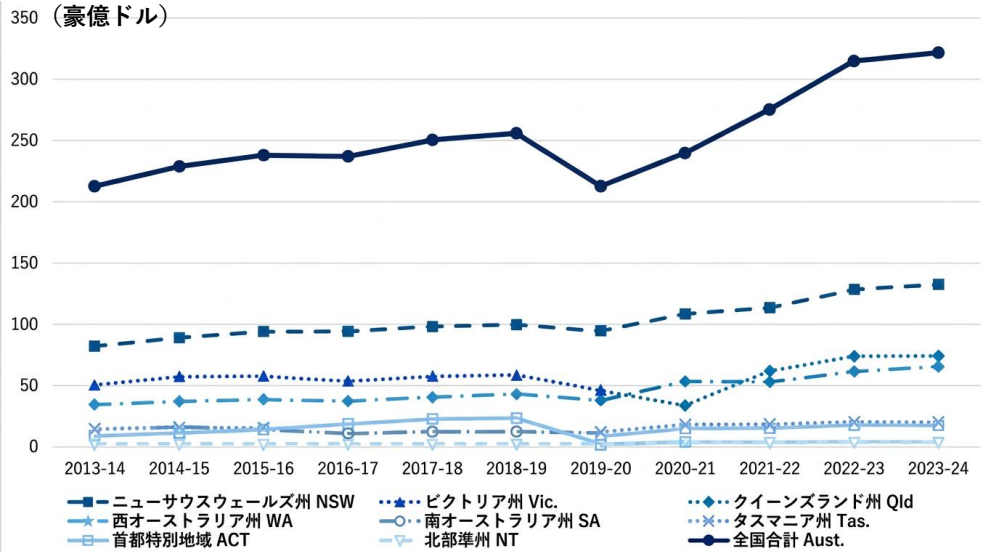
■ ギャンブル市場規模（2022-2023年度）（豪億ドル）

- ギャンブル支出額
- 計314.7億豪ドル（約3兆274億円）
- ギャンブル種類別支出額
- ゲーミングマシン1兆5,161億円（50%）、賭け（レーシング・スポーツベッティング）8,081億円（27%）、カジノ3,473億円（11%）、クジ2,992億円（10%）、キノ452億円（1%）



■ ギャンブル支出額の推移（州別）

- 全体的に、支出額は約314億豪ドル（約3.27兆円）（2022-2023年度）と増加傾向にあり、10年前（2013-14年度）の約212億豪ドル（約2.04兆円）と比較して、約1.5倍の水準
- 州別に見ると、最も支出額が高いのはニューサウスウェールズ州で132.8億豪ドル（約1兆2,778億円、人口約834万人）、次いでビクトリア州が約73.9豪ドル（約7,110億円、人口約681万人）である



■ ギャンブル法制度（連邦法）

- インタラクティブ・ギャンブルリング法（2021年）
- オーストラリア居住者への違法IGサービスの提供禁止
 - クレジットカードの使用禁止
 - 全国的な自己排除登録制度の運用（BetSto）
- 資金洗浄及びテロ資金対策法（2006年）
- ギャンブル（IG含む）事業者以下を義務付け
- 資金洗浄・テロ資金対策のための社内プログラム（方針・手続き・コントロール）を作成・維持
 - 本人確認（IDチェック）や継続的なデューデリジェンスにより、顧客や取引をリスク評価
 - 疑わしい取引（Suspicious Matter Report）や特定の大口取引をオーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）に報告

ギャンブル依存症対策関連機関・団体

組織	名称	主な活動内容
連邦政府	オーストラリア通信・メディア庁 (ACMA)	IG規制及び執行を担う独立法定機関 広告規制の執行、違法海外サイトに対するISPブロッキング要請、事業者への警告・制裁措置 BetStopの監督機関 (システムの構築・運用は民間事業者に委託)
	社会サービス省 (DSS)	社会政策及び福祉分野を所管する機関 政策枠組みの整備、研究支援、及び支援サービスに関する情報提供
	オーストラリア家族研究所 (AIFS)	連邦政府の独立研究機関 家族や地域社会に対するギャンブルの影響に関する政策研究・評価

依存症対策における主要な取組

全国自己排除登録制度 (BetStop)

- 全てのIGから自己排除が可能
- ※ 第三者申請はできない

多重債務者へのカウンセリング

- DSSは、2025年10月1日より3,120万豪ドル (約30.1億円) をファイナンシャル・カウンセリングサービスを提供する組織に助成すると発表
- DSS公式ウェブサイトにて、債務問題全般に対応する無料の債務ヘルプラインを紹介。各地域の財務カウンセリングを提供する組織が検索可能

相談

- ギャンブル・ヘルプ・オンライン (Gambling Help Online)
連邦政府と州・準州政府の資金提供により運営されている全国的なカウンセリングサービス

全国消費者保護枠組み

IG市場の急速な拡大に伴い高まるギャンブル依存症リスク及び消費者への被害に対応するため2018年に連邦政府及び州・準州政府が共同で策定

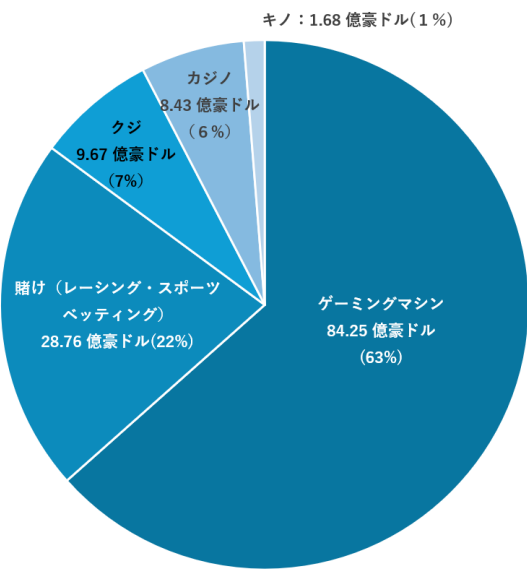
全国一律の消費者保護基準 (10の主要保護措置)

クレジット提供の禁止	IG事業者が利用者へのクレジット (借入) を提供することを禁止
ペイデイ・レンダー (短期小口融資)	IG事業者のウェブサイトでの少額信用契約関連広告や紹介を禁止
顧客確認	新規アカウント開設時に本人確認を行い、賭け開始前に確認が完了していることが必要
インセンティブ (誘因) の制限	利用者の賭けを促す誘因 (クレジット、報酬、ボーナス等) の提供制限
口座閉鎖の容易性	利用者がIGアカウントを簡単に閉鎖・解約できるようにする措置
任意のオプトアウト型事前コミットメント制度	利用者が自ら賭け・損失上限を設定できる任意の制度
ギャンブル活動報告書の提供	利用者に定期的に自分のIG活動に関するレポート (明細) を提供
一貫したギャンブル注意喚起メッセージの提供	全国共通の科学的根拠に基づく注意喚起メッセージを使い、すべてのサイト・広告等で注意喚起
スタッフ研修	オンラインギャンブルサービスに関係するスタッフは、責任ある提供に関する研修を定期的に受ける必要
全国自己排除登録制度 (BetStop)	全国のライセンス付与されたIGについて、本人が自ら登録することで自己排除できる制度を提供

■ ギャンブル市場規模

- **ギャンブル支出額**
 - 計138.2億豪ドル（約1兆2,778億円）で豪州トップの支出額
- **ギャンブル種類別支出額**
 - ゲーミングマシン8,105億円（63%）、賭け（レーシング・スポーツベッティング）2,767億円（22%）、クジ931億円（7%）、カジノ811億円（6%）、キノ162億円（1%）の順に支出額が高い

ギャンブル種類別支出額（2023－24年度）



■ ギャンブル法制度（州法）

- **州ゲーミングマシン法（2001年）**
 - ギャンブル被害の最小化とギャンブルの適正運営を目的とし、ゲーミングマシン（ポーカーマシン）の設置、運営及び規制を定める州法
 - 未成年者の利用禁止、自己排除制度、責任あるギャンブル運営の義務化、利用者への信用供与の禁止など、利用者保護措置を明示。また、現金管理、広告・表示、営業時間、監督機関による監査・執行権限について規定
- **州カジノ管理法（1992年）**
 - ギャンブル被害軽減、犯罪の排除、公正な運営を目的とし、カジノの設立・運営・監督を定める基本法
 - カジノ免許の付与・更新・取消、経営者及び主要関係者の適格性審査（適正性・廉潔性の確認）、カジノ運営条件を規定。また、資金洗浄防止、顧客本人確認、賭博の公正性確保、未成年者の入場禁止、自己排除制度などの利用者保護措置を義務付け

■ ギャンブル依存症対策関連機関・団体

組織	機関名	主な役割
州政府	NSW州責任あるギャンブル局（NSW ORG）	責任あるギャンブルに関する戦略や政策の企画・助言を行う中枢機関。GambleAwareプログラムを統括
	NSW州酒類・ギャンブル局（L & G NSW）	ギャンブル関連法・規則の監督・執行・助言・指導等を担う州政府機関
	NSW独立カジノ委員会（NICC）	カジノのライセンス発行・監督
	独立酒類・ギャンブル規制機関（ILGA）	カジノ以外のライセンスの承認・発行・停止・取消
大学	シドニー大学	ギャンブル行動の分析や弊害の予防・軽減策の研究
民間	GambleAwareプロバイダー	非営利団体・大学・クリニックなどが相談・治療を提供

■ 依存症対策の実施体制



■ ギャンブル依存症の実態

□ PGSI分類に基づく分類

- 州の成人の10.7%がリスクカテゴリーに分類される
(高リスク：0.9%、中リスク：3.1%、低リスク：6.7%)
- 男性は女性に比べて中～高リスクのギャンブル問題を抱える可能性が2倍以上高く（5.7%：2.3%）、特に18歳から24歳の男性は最もリスク（9.3%）が高い



【出典】NSW州政府『NSWギャンブル調査』（2024年）

■ 依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ 啓発・教育

- 学校向けギャンブル被害予防キャンペーン
- 保護者向けギャンブル被害予防キャンペーン
- ギャンブル被害啓発週間：



NSW ORGの主導で、毎年1回実施。ギャンブルに伴うリスクや被害への理解を深めるため、ワークショップ、情報ブースの設置、サポートサービス（GambleAwareプログラムなど）の紹介・相談セッション、メディアを通じた広報活動を実施

（事業者）

□ 自己排除システム

- 利用者は、任意で自己排除契約を締結することにより、ホテル、クラブ、カジノのゲーミングエリアへ立入を禁止にすることが可能
- 申請方法：
ホテル・クラブ：店舗申請
カジノ：店舗、オンライン、メール
- 第三者申請制度：
ホテル・クラブ：なし
カジノ：あり（申請後、事業者が調査し判断）



□ 金銭的制限

- クレジット利用制限
 - ホテル・クラブ、カジノ事業者による信用提供禁止
 - クレジットカードでの支払禁止



➢ ATM設置制限

- ゲーミングエリアの入口・出口から半径5メートル以内設置不可
- ゲーミングマシンやゲーミングエリアへの入口・出口から視認できる位置への設置禁止
- ホテル・クラブに設置されたATMやEFTPOS端末からクレジットカードによる現金引き出し禁止



□ 広告宣伝規制

- ホテル・クラブではゲーミングマシン（ポーカー）に関する広告禁止
- ATMやEFTPOS端末の周辺にゲーミングマシン関連の標識や広告を置くことを禁止



（民間機関・団体）

□ 相談

- GambleAwareプロバイダーを通じ匿名・無料・秘密厳守の相談支援サービスを提供
- 40以上の言語に対応した支援サービスの展開
- 先住民族アボリジニ・トレス海峡諸島民向けの専用支援窓口



□ 多重債務者へのカウンセリング

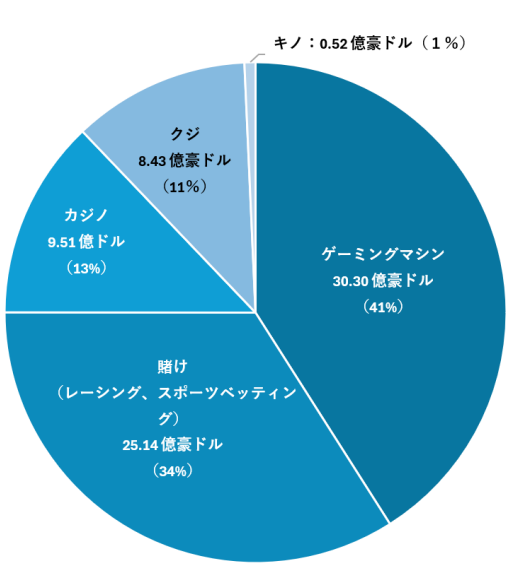
- GambleAwareプロバイダーを通じ匿名・無料・秘密厳守の財務カウンセリングを提供
 - 財務状況の評価
 - 負債の問題、債権回収手続、破産制度について説明・相談
 - 個別の資金管理計画（マネーマネジメント・プラン）を作成
 - 必要に応じて、金融機関、政府機関、事業者との連絡や交渉を代行
 - 他の専門的支援サービスの紹介



■ ギャンブル市場規模

- **ギャンブル支出額**
 - 計73.90億豪ドル（約7,110億円）で豪州で2番目に支出額が多い州。
- **ギャンブル種類別支出額**
 - ゲーミングマシン約2,915億円（41%）、賭け（レーシング・スポーツベッティング）2,419億円（34%）、カジノ915億円（13%）、クジ811億円（11%）、キノ50億円（1%）の順に支出額が高い。

ギャンブル種類別支出額（2023-24年度）



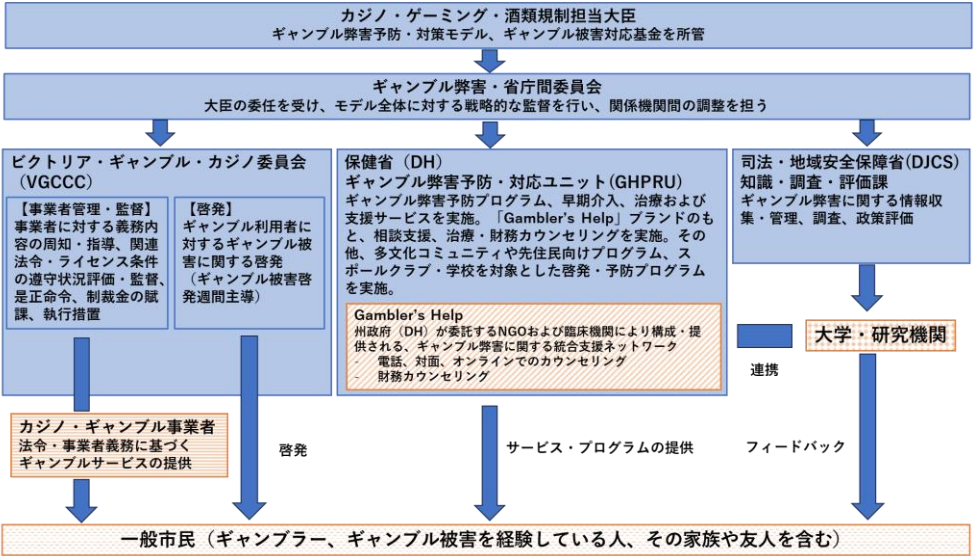
■ ギャンブル法制度（州法）

- **州ギャンブル規制法（2003年）**
 - 責任あるギャンブルの促進・ギャンブル弊害軽減、未成年者のギャンブル禁止、ギャンブルの公正・誠実な実施などを目的とする、ギャンブル全般について規定する基本法
 - 責任あるギャンブル運営義務、未成年保護、広告規制、利用者への信用供与の禁止、現金取扱い制限（例：現金引出し制限）などについて規定
- **州カジノ管理法（1991年）**
 - メルボルンのカジノ運営に関する法的枠組みを定める州法
 - ライセンス要件、従業員規制、運営基準、違反に対する罰則を規定
- **州カジノ管理契約法**
 - 州政府とカジノ事業者との間で締結された「カジノ管理契約（Management Agreement）」を法的に承認・実施するために制定された特別法

■ ギャンブル依存症対策関連機関・団体

組織	機関名	主な役割
州政府	VIC州保健省ギャンブル弊害予防・対応ユニット（GHPRU）	予防・相談・治療の支援体制整備・統合的な実施及び調査
	VIC州・ギャンブル・カジノ管理委員会（VGCCC）	カジノ・ギャンブル事業者へ義務の周知・指導、関連法令・ライセンス条件の遵守状況監督、是正命令、制裁金の賦課、執行措置
	司法・地域安全保障省（DJCS）	ギャンブル弊害に関する情報収取・管理、調査、評価
大学	ディーキン大学	ギャンブル依存に関する臨床・行動研究実施
民間	Gambler's Help	地域民間支援団体による相談窓口（電話・対面・オンライン）、カウンセリングなどの支援サービスを提供する統合的支援ネットワーク

■ 依存症対策の実施体制



■ ギャンブル依存症の実態

□ PGSI分類に基づく分類

- ・ 州の成人の8.5%がリスクカテゴリーに分類される。
(高リスク0.9%、中リスク2.3%、低リスク5.3%)
- ・ 男性は女性に比べてリスクが高い傾向
(高リスク：男1.4%：女0.5%、中リスク：男3.3%：1.3%)

【出典】VIC州政府『VIC州人口ギャンブル及び健康調査』（2023年）

■ 依存症対策における主要な取組

（公的機関）

□ 啓発・教育

- ・ ギャンブル弊害啓発週間：VGCCC主導で毎年州全体で実施
2025年は「限度設定による弊害の削減」をテーマに、
支出額上限や利用頻度を設定することの重要性を啓発
- ・ Love the Game Sporting Club Program：
スポーツベッティングが「スポーツ文化の一部」として日常化すること
を防ぐ目的で、若者やコミュニティ全体にスポーツベッティングの
リスクと潜在的な弊害を啓発
- ・ Be Ahead of the Game：
若者がギャンブル及びゲームに伴うリスクを理解するための学校向け
教育プログラム



（事業者）

□ 自己排除システム

- ・ 利用者は、ギャンブル施設（ホテル・クラブ・カジノ）へ
自己排除を申請
- ・ 申請方法：
ホテル・クラブ：店舗申請
カジノ：店舗、オンライン、メール
- ・ 第三者申請制度：
ホテル・クラブ：なし
カジノ：あり（申請後、事業者が調査し判断）



□ カード式プレイ・事前コミットメント制度(YourPlay)

- ・ 事前に支出上限や利用時間を設定し、個人用のプレイヤーカード
を用いてゲーミングマシンを利用する仕組みの導入を推進中
(カジノでは実施済み)



□ 金銭的制限



- ・ ギャンブル施設において、ATMは原則として設置できないが、
EFTPOSとVGCCCの承認を得たATMのみ設置可能
- ・ クレジットカードを利用したクレジット口座からの現金引出し（cash
advance）は不可
- ・ デビットカードでの1回の取引で200豪ドル（1万9,000円）を
超える現金引き出し不可
- ・ 24時間以内に同一のデビットカードで500豪ドル（4万8,100円）を超え
る現金引き出し不可

□ 広告宣伝規制



- ・ GMAやカジノ敷地外で、ゲーミングマシン広告の公表・掲載が
禁止
- ・ 学校周辺150メートル以内、公共交通の施設や車両（駅、バス停、トラ
ム、電車、フェリー、バス、タクシーなど）、公道及び関連インフラ
におけるギャンブル広告の掲載が禁止

（民間機関・団体）

□ 相談・治療



- ・ Gambler's Helpによる電話・対面・オンラインによる無料かつ
匿名の相談サービスを提供
- ・ 依存症カウンセリング、家族・周囲の人への支援、多文化及び先住民
向け専門プログラムなど、包括的な支援を提供

□ 多重債務者へのカウンセリング



- Gambler's Helpを通じ専門のカウンセラーによる匿名・無料・
秘密厳守の財務カウンセリングを提供
- ・ ギャンブルによる損失や金銭的苦境に関する評価・相談
- ・ 借金の整理・支払い計画の策定支援
- ・ 債権者との交渉や代理援助
- ・ 他の支援サービス（生活支援サービス等）への紹介